

○福岡ソフトウェアセンター補助金交付要綱

平成24年3月30日

飯塚市告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡ソフトウェアセンター(以下「センター」という。)に対し、経営の安定化並びに地域産業の振興及び高度化に資するための補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、センターの管理運営に関すること並びに高度情報化及び情報産業の活性化を目的とする事業のうち、市長が必要と認めた事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、補助金の額は予算の範囲内で市長が定める。

- (1) 社員の人件費
- (2) 人材育成に係る事業費
- (3) その他、市長が特に必要と認める経費

(補助事業の変更等)

第4条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の各区分の20パーセントを超えて増額し、又は減額しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるとき。

イ 補助目的及び補助能率に関係がない事業目的の細部の変更であるとき。

- (3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の遅延等)

第5条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又

は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第6条 センターは、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。